

1 処分を受けた税理士

氏 名： 青柳 貴

登録番号： 第132303号

2 処分の内容

令和6年1月17日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為）

被処分者は、関与先であるAの所得税の確定申告に当たり、Aが主宰していた香港法人であるB社の利益を、租税特別措置法第40条の4に定める居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例によって、Aの雑所得として申告すべきところ、税負担の低い法人税で申告したいというAの意向により、Aに内国法人であるC社を取得させ、その際、AがC社の持分を取得した持分譲渡契約書の日付及びAがC社の代表社員に就任した登記日付を、C社取得日前に偽り、その後、C社の法人税の確定申告に当たり、C社がB社の持分を取得した事実がないにもかかわらず、取得したとする帳簿書類を作成するなどして、Aが所得税の納税義務者でないことを装わせ、無申告とさせることによって、不正に所得金額の申告漏れを生じさせた。